

2-6 くまもと農業の足腰を支える基盤の整備と 多面的機能を生かした中山間地域の振興

(1) くまもと農業の足腰を支える基盤の整備

○「稼げる農林水産業」を実現するために、活力ある担い手の確保・育成をはじめ、足腰の強い生産構造の確立をめざして、農業農村整備事業の施策を展開しています。

① 農業農村整備の展開方向

くまもとの『宝』である農業・農村を守り育て、『くまもとの夢』を実現するために、農業水利施設等の保全管理や地域の状況に応じた基盤の整備などによる「農業の持続的な発展」と、農村が自立するための支援や定住条件の整備などによる「農村地域の維持・再生」を図ります。

基盤整備等を通じて、農村の基礎を支える重要な農業資源である「水」と「土」を守る産業政策と、大切な農業資源を守り豊かな農村を育む地域資源の「人づくり」につながる地域政策を実施することで、稼げる農業をめざす地域づくりを推進します。



② 農地集積を促進する農地整備

農家の高齢化の進行、耕作放棄地や不作付地の増加、耕地利用率の低下などが進んでいることから、区画整理などの生産基盤の整備を通じ、意欲ある多様な農家を育成するとともに農地の効率的な利用を図るため農地の集積を推進します。

※農業競争力強化基盤整備事業

大区画化・汎用化等の農地整備について、農地中間管理機構と連携し推進します。

※農業基盤整備促進事業

農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進します。

○川登地区（荒尾市）では、基盤整備を契機とし、農地中間管理機構による農地の一括借り上げ・再配分を実施し、基盤整備と農地集積を一挙に進めることにより、地域農業の競争力が飛躍的に向上することとしています。

農地集積と基盤整備の連携モデル地区として、県内はもとより全国をリードする地区となっています。



③ 高生産性複合経営を支える排水対策

土壌や排水条件などにより、ほ場の地下水位が高く、施設野菜、麦、大豆や飼料用作物などの作付けが困難な地域が多いため、農業用排水の分離、排水機場、暗渠排水や客土などの整備を行い、地下水の低下による水田の汎用化を図ることにより、高生産性複合経営を支えます。



④ 農村地域における地域資源の活用と水土里ネットの地域貢献

a. 農村における地域資源の活用

農村地域に豊富に存在する竹や穀殻、小水力や太陽光などの地域資源を有効に活用する取組を推進します。



b. 水土里ネットの地域貢献

水土里ネットの農地・水の保全活動により地域の活性化を図っています。

○広域連携（森・里・海）による地域資源の活用

平成15年から全国に先駆けて、環境支払いの取組を実施し、地産地消による地域経済へ貢献するとともに、地下水資源のかん養に貢献しています。

○地下水かん養プロジェクトの仕組み



⑤「くまもと農地GIS」を最大限活用した政策の見える化

熊本県では、全国に先駆けて、関係機関が保有する農地情報を相互に利活用できる県独自の「くまもと農地GIS」を開発しました。

本システムは、農地1筆毎の情報を視覚的に把握でき、業務上の様々な農地情報を重ねて「見える化」し、事業の優先化や地域内の計画的かつ効果的きめ細やかな事業の検討立案を行うことで、基盤整備を推進します。

現在、県下45市町村の9割以上で活用し、県、市町村、土地改良区等で業務に必要な農地情報を共有しています。

【例】システムを活用して「人・農地プラン」の作成を推進しています

(2) 多面的機能を生かした中山間地域等の振興

○農業・農村は、食糧供給のみならず、「国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承」等の多面的機能を有しています。

○中山間地域におけるこれら多面的機能の良好な発揮と、これらを活かした更なる振興に向けた取組を支援し、「持続可能で元気な農山漁村づくり」を目指します。

・多面的機能支払

農村地域の高齢化、人口減少等により、地域ぐるみで行う水路、農道等の地域資源の保全管理が困難となってきています。このため、農業・農村の有する多面的機能が適切に発揮されるよう、営農の継続を支える地域活動に対して支援を行います。



多面的機能支払事業を活用した取組状況

・中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援するとともに、都市との交流、6次産業化などを進めます。

中山間地域等直接支払事業を活用した取組状況



・くまもと里モンプロジェクト

農林水産業や農山漁村の多面性をさらに発揮させるため、3つのテーマに沿った幅広い取組を支援しています。平成25年度からの2年間で278件の取組を支援しており、3年間で500件を目標に今後も支援を拡大していきます。



2-7 地産地消の推進・食文化の継承に関する主な取組

(1) 地産地消

- 平成21年3月に「くまもと地産地消推進県民条例」が制定されました。地産地消とは、県内で生産された農林水産物などを、より身近な地域で優先して消費することをいいます。
- 「くまもと地産地消」では、県内農林水産物への理解を深め、地域活性化を促進し、県民の皆様の郷土愛をはぐくむよう取り組んでいきます。
- さらに、県民一人一人が、生産者の取組を尊重しながら、学校や職場、家庭の中で日常的に地産地消を意識し、実際の消費行動に移してもらえるよう、さらなる普及、浸透を図ります。
- また、条例では、行政（県、市町村）、生産者、事業者、そして県民の皆さんがお互いに連携・協力することで、地産地消を進めることを目指します。

まずは身近なところから、地産地消に取り組みましょう！

例えば・・・

- 食材を買うときは「熊本県産」もしくは「国産」を選びましょう。
- 外食の際は、「熊本県産」もしくは「国産」の食材を使用している店舗やメニューを選びましょう。
- 農業体験や漁業体験などのイベントに参加してみましょう。
- 農林水産業に関する地域の伝統行事やお祭りに参加してみましょう。

○熊本県地産地消サイト

「地産地消」を促進し、消費者と生産者の共生関係づくりを図るため、熊本県の多彩な農林水産物やそれを使った料理、食や農に関するイベント、リレーコラムなどの情報を提供しています。

<ホームページアドレス>

<http://cyber.pref.kumamoto.jp/chisan/>



「地産地消サイト」トップ画面



地産地消協力店ページと目印の旗

※地産地消協力店とは、県民の皆さんに県産品の旬やその食べ方などを分かりやすくPRするなど、県産品の購入・利用促進に協力していただく店舗です。

○「くまもとジビエ研究会」の活動

「くまもとジビエ研究会」は平成24年11月に設立されました。捕獲したシカ及びイノシシの肉（「くまもとジビエ」）を地域資源として有効に活用し消費の拡大を図ることで、地域の活性化や鳥獣被害対策の推進に資することを目的としています。会員は処理施設関係者、飲食店業者、行政関係者等で組織し、研修会、検討会、消費拡大のためのジビエ料理フェア等を実施しています。

<ホームページアドレス>

<http://kumamoto-gibier.com/>



「くまもとジビエ研究会」ロゴマーク



鹿肉解体処理研修風景

○くまもとふるさと食の名人の活動

熊本県の郷土料理について卓越した知識・技術・経験を有し、伝承活動等に取り組む方を「くまもとふるさと食の名人」に認定。地域での食文化伝承活動や加工品開発等を支援しています。



小学生への食育・伝承活動



地域の産物を使った加工品の販売・開発

くまもとふるさと食の名人の認定状況

年度	単位	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
新規認定数	人	56	54	45	24	19	29	29	24	20	14	17	23	25	17
活動者数	人	56	110	155	179	198	210	229	244	259	268	275	282	292	296